令和 2 年度 ふるさと納税返礼品発送等業務公募型プロポーザル 質問回答書

番号	質問項目	質問内容	回答内容
1	実施要領 1.業務概要 (4)業務期間	「※契約締結日から令和2年9月30日までは準備期間とし、」とありますが、令和2年10月1日より代行業務開始を想定している認識でよろしいでしょうか。また、代行業務の開始日について、10月以降に調整することは、可能でしょうか。	委託業務の開始時期としては、10月1日の開始を想定しております。 ただし、現在市が利用するポータルサイト「ふるさとチョイス」以外のポータルサイトの運用については、10月1日時点で、寄附者情報の取り込み、出力及び管理が可能なシステムの提供が完了している状態までの運用でも可としますが、遅くても10月末までにはすべてのポータルサイトにおいて寄附者の利用が可能となるようにしていただきます。 なお、評価基準④イ)「効果的な寄付の募集が可能な複数のポータルサイトの提案が可能か。」において、ポータルサイトの追加提案書(様式7)、工程表(様式9)の記載内容等により評価しますので、それらを踏まえた上での提案をお願いいたします。
2	実施要領 2-【見積限度額積算 内訳】④	「市の特典に関する書類等」について、想定しているものを具体的にご教示願います。	寄附の使い道に「石垣普請応援コース」を選択した寄附者に対して発行する「城主証(A4サイズ、PPC用和紙)」を想定しています。
3	実施要領 2.見積限度額 【見積限度額積算内 訳】④	特典郵便料について、「市の特典に関する書類等発送にかかる費用120円(定形外郵便50g以内)」とありますが、石垣普請応援コースを選択した寄附者に対し、城主証を送付することを指しているという認識でよろしいでしょうか。その場合、郵便の規定重量50g以内であれば証明書等と一緒に城主証を同封して発送しても問題ないでしょうか。	認識のとおりとなります。 城主証については、折りまげて発送することは控えたいため、定形郵便50g以内の郵便とは別に発送していただきます。
4	4.業務内容(1)①	ふるさとチョイス以外の2つ以上の ポータルサイトの開始時期は、10月 1日以降でもよろしいでしょうか。	ポータルサイトの運用の開始時期としては、10月1日の開始を想定しております。現在市が利用するポータルサイト「ふるさとチョイス」については、9月末まで登録されていた返礼品が10月1日以降も引き続き取り扱いが可能となるよう調整していただく必要がありますが、それ以外のポータルサイトについては、10月1日時点で、寄附者情報の取り込みや出力など「ふるさとチョイス」も含め、一元的に管理が可能なシステムの提供が完了している状態までの運用でも可とします、ただし、遅くても10月末までにはすべてのポータルサイトにおいて寄附者の利用が可能となるようにしていただきます。なお、評価基準④イ)「効果的な寄付の募集が可能な複数のポータルサイトの提案が可能か。」において、ポータルサイトの追加提案書(様式7)、工程表(様式9)の記載内容等により評価しますので、それらを踏まえた上での提案をお願いいたします。
5	仕様書 4_(1)_①	「委託期間前の寄付者情報の取り込み」に関して、返礼品に関わる情報の取込みも必須となりますでしょうか。	返礼品に関わる情報も必須となります。

6	ポータルサイト使用 料について	現在、契約は市が行っていると思いますが、新しく契約したサイトに関しても、その使用料は市負担になりますか?	市の負担となります。
7	仕様書 4_(1)_②	サイトを経由しない寄付の登録に関し ては、受託者での登録となりますで しょうか。	基本的には、受託者により申込書のとりまとめ及び管理システムへの 登録をしていただきますが、当市で申込を受けた場合は、申込書を メール等により受託者へ共有します。
8	寄附の申込について		基本的には、受託者により申込書のとりまとめ及び管理システムへの 登録をしていただきますが、当市で申込を受けた場合は、申込書を メール等により受託者へ共有します。
9	仕様書 4-(1)-⑤	うのか、本プロポーザルにおける 「ポータルサイト追加提案書」を含め 受注者との協議により決定したサイト の運営を行うのか、ご教示下さい。	②「ふるさとチョイス」以外のポータルサイトは受注者決定後に「ポータルサイト追加提案書」を基に、受注者との協議により決定し
10	仕様書 4-(1)-⑤	「様式第55号の7の作成支援」について、受注者が実施することを想定している業務内容を具体的にご教示ください。	様式第55号の7の作成に必要な情報をダウンロードすることが可能なシステムの提供のほか、寄附金控除に係る申告特例通知書を作成する際の支援となります。
11	(2)関係書類等の作	「ワンストップ特例申請書に係る説明 文、返信用封筒等の作成、封入及び発 送にかかる業務を行うこと。」とあり ますが、返信用封筒への宛先(自治体 住所、担当課名)の印字作業も含まれ るでしょうか。また、返信用封筒につ いては、自治体よりご提供いただける 認識でよろしいでしょうか。	返信用封筒の宛先は受注者としていただきます。また、宛先の印字作業及び返信用封筒の準備についても業務に含みます。 ※ワンストップ特例申請書の提出に係る返信用封筒は市で準備します。
12	証明書の郵送について	か?	関係書類の中で市が準備するものは、「ワンストップ特例申請書の提出に係る返信用封筒」及び「城主証の発行に使用する専用の用紙」のため、それ以外は自己調達となります。色やサイズ、様式などの印刷に関しての指定については、市と別途協議のうえ決定します。

13	お礼状について	文面は市から提供されますか?	市から提供します。
14	返信用封筒について	返信用封筒に切手は貼りますか? 封筒は受注者側での準備でしょうか。 またそうであった場合は印刷内容の指 定はしていただけますか?	寄附申込に関する返信用封筒には、郵便局より料金受取人払いの承認を受けた封筒を使用していただきます。 寄附申込に関する返信用封筒は、受託者で準備していただきます。 印刷内容は受注者の宛先等となりますが、その他詳細については市と 受託者で協議のうえ決定します。 ※ワンストップ特例申請書の提出に係る返信用封筒は市で準備します。
15	仕様書4-(2)-④	城主証の用紙について、 ①どのような用紙を使用しているかご 教示ください。 ②貴庁より支給されたものを使用する という認識でよろしいでしょうか。	①市が指定する柄のPPC用 和紙となります。 ②認識のとおりとなります。
16	仕様書 4_(2)_④	城主証を作成し封入発送を行うことと ありますが、必須となりますでしょう か?	必須の業務となります。
17	城主証について	城主証のA4サイズの用紙に関しては指定されたものを各自で購入するのか否か。	城主証の発行に使用する専用の用紙(A4サイズ、PPC用和紙)については、当市で準備します。
18	支払について (返礼品購入費用について)	協力事業者への支払いは月末に締めて報告とありますが、支払いは受注者を通して協力事業者へ支払うのか、それとも市の方から直接協力事業者へ支払うのか。また支払いは締め後何日になるかお知らせください。	協力事業者への支払いは、受注者により行います。 協力事業者へ支払うタイミングについては、市で指定はしないため、 受注者と協力事業者の2者間にて決定することとなります。
19	支払について (その他費用につい て)	宅配料や郵便料、事務費などの支払い については、いつどのように請求をし て支払われるのでしょうか。	月ごとの実績が確定次第、速やかに市へ報告書を提出していただきます。市が報告書を基に業務の検査を行いますので、合格を受けた後に市へ請求書により請求していただきます。支払い日は、市と受注者で締結する契約により別に定めます。
20	業務委託について	コールセンターを第三者にお願いする場合は業務委託になると思いますが、 発送を運送会社にお願いする場合やプロモーションに関して例えば映像作成などは業務の委託に当たりますか?	発送やプロモーションに関する業務を含め、他社へ業務を依頼する場合は再委託に当たります。
21	決済について	現状実施している決済に関して教えていただきたいと思います。また、決済に関しては、事業者が携わるのか、携わらないのかもお教えください。	現状の決済方法につきましては、実施要領の8ページの<入金方法>に記載のとおりです。 また、決済に関しては、契約候補者は携わりません。
22	その他	現状の商品リスト(画像含み)はござ いますでしょうか。引き継げますで しょうか。	画像を含めた商品リストはあるため、基本的には引き継げますが、一 部、市に帰属しない画像や文面については、引き継げないものもあり ます。

23	仕様書 7-①	2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	基本的には引き継げますが、一部、市に帰属しない画像や文面については、引き継ぎできないものもあります。
24	返礼品について	返礼品の要件は参考資料に明記されていたが、PL保険などの加入などを求める必要はありますか。	PL(生産物賠償責任)保険の加入の有無について確認を行い、加入していない場合は加入を求めることとなります。
	協力事業者及び返礼 品等基準 2-(3)・(4)	返礼品協力事業者の新規選定時において、当該内容の確認は受託業者で実施するものか、貴庁にて確認を行われるものかご教示ください。	
26	協力事業者及び返礼 品等基準 3-(1)-キ	品の品目により期限の長短があるた	賞味期限については、返礼品の性質によって異なるため、賞味期限が極端に短いものや季節によって考慮が必要なものなどがある場合は、必要に応じて市と協議して決定します。
27	協力事業者及び返礼 品等基準 3-(1)-ケ	返礼品の新規選定において、当該項目 については都度なんらかの調査等によ り確認を実施するものか、事業者の申 出により判断して良いものかご教示願 います。	返礼品の新規選定の都度、当該返礼品に係る調査等を義務付けるものではありませんが、協力事業者との契約にあたっては、関係法規を遵守し、違反していない返礼品を提供する旨明記した書面により取り交わしていただきます。
28	協力事業者及び返礼 品等基準 3-(1)-サ	「販売上の各種保険」について、貴庁 にて具体的に想定しているものがあれ ばご教示ください。	主にPL保険を想定しています。ただし、返礼品の性質によっては必要とする保険の種類が異なるものも想定されるため「各種保険」としています。